

事務連絡  
令和2年4月3日

建設業関係団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）

我が国における新型コロナウイルス感染症の現状については、今のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的急増）は見られていないものの、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している状況にあります。

このような状況の中、4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、新たに、地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や「3つの密」を避けるための取組の徹底等、市民の行動変容の必要性について提示されたところです。

これを踏まえ、貴協会におかれては、本内容について、会員各位に周知徹底の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び所管の指定公共機関に対する事業継続の準備の要請について（依頼）（令和2年4月2日付大臣官房危機管理官事務連絡）



事務連絡  
令和2年4月2日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）  
及び所管の指定公共機関に対する事業継続に向けた準備の要請について（依頼）

令和2年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が示されました。

提言においては、感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」及び「感染未確認地域」の3つの地域区分ごとに、基本的な考え方や想定される対応等が提示（提言中Ⅳ. 1.）されるとともに、行動変容の必要性として、「3つの密」を避けるための取組の徹底等が指摘（提言中Ⅳ. 2.）されたところです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことを踏まえ、対策に万全を期す観点から、同法の指定公共機関に対し、事業が継続できる体制の整備その他の必要な準備を要請する必要があります。

つきましては、貴局等において、提言について御了知いただくとともに、所管事業者に対し情報提供を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

併せまして、所管の指定公共機関に対し、事業が継続できる体制の整備その他の必要な準備を要請していただけますよう、よろしくお願いいたします。

（別添1）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」概要

（別添2）「専門家会議提言の地域区分ごとに想定される対応について」

（別添3）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

上記（別添1）、（別添2）、（別添3）はそれぞれ別ファイルにリンクしております。  
それぞれクリックしてご覧ください